

平成28年度 第2回 子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会

次 第

平成28年8月2日

於 京都市総合教育センター

<議題>

- 1 正副会長の選任
- 2 平成28年度の重点行動等に対する取組内容
- 3 平成28年度「京都はぐくみ憲章実践推進者表彰」(案)
- 4 平成28年度「京都はぐくみ憲章実践してます！宣言」(案)
- 5 貧困家庭の子ども・青少年対策

- 資料1-1 子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例
資料1-2 子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例施行規則
資料2-1 平成28年度の重点行動等に対する取組内容(重点行動)
資料2-2 平成28年度の重点行動等に対する取組内容(その他の行動指針)
資料2-3 京都はぐくみ憲章～平成28年度 行動指針～
資料3 平成28年度「京都はぐくみ憲章実践推進者表彰」(案)
資料4 平成28年度「京都はぐくみ憲章実践してます！宣言」(案)
資料5 貧困家庭の子ども・青少年対策について

<報告>

- 1 緊急の方策に係る動向
- 2 その他
 - 別紙1 薬物乱用対策
 - 別紙2 児童虐待対策
 - 別紙3 いじめ対策
 - 別紙4 インターネット不適切利用対策, 電子・映像メディア依存対策

子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会 委員一覧

(現任期 平成27年6月29日～平成29年6月28日)

氏名	所属団体, 役職等
うまん 禹 満	京都府医師会 理事
うえむら よしひろ 植村 義弘	京都市私立幼稚園協会 会長
おおやま やすひろ 大山 泰宏	京都大学大学院教育学研究科 准教授
おかだ のりこ 岡田 典子	京都子育てネットワーク 副理事長
おくの たかし 奥野 貴史	人づくり21世紀委員会 幹事長 (前 京都市PTA連絡協議会 会長)
おぐら せいいち 小倉 誠一	京都「おやじの会」連絡会 会長
おしお やすじ 小塩 康次	京都障害児者親の会協議会 事務局長
かわむら まさみ 川村 雅己	京都経営者協会 渉外部担当部長
くにしげ はるひこ 國重 晴彦	京都市児童館学童連盟 理事
こじま ななみ 児島 七海	市民公募委員
こまち たかゆき 小町 崇幸	京都弁護士会
さえき ひさこ 佐伯 久子	京都市地域女性連合会 会長
さとう きょうこ 佐藤 京子	市民公募委員
たかばやし のぶき 高林 伸樹	日本ボーイスカウト京都連盟 広報担当理事
たけだ あきこ 竹田 明子	京都市ユースサービス協会 事業担当チーフユースワーカー
まつだ くに 松田 晋	京都青年会議所 副理事長
みの あつこ 美濃 敦子	京都市社会福祉協議会 評議員
みやもと よしのぶ 宮本 義信	同志社女子大学生活科学部 教授
やの たけや 矢野 武也	京都市民生児童委員連盟 理事
やまうち いほこ 山内 五百子	京都市保育園連盟 副理事長

(五十音順, 敬称略)

<京都市・事務局>

うえの ひさよ 上野 壽世	京都市 子育て支援政策監	はやし あきひろ 林 明宏	京都市小学校長会 (醍醐小学校長)
にしむら きよし 西村 潔	保健福祉局 子育て支援部長	かまだ さとる 蒲田 悟	京都市立中学校長会 (中京中学校長)
はる た ひろし 春田 寛	教育委員会生涯学習部 担当部長	いなば ひろかず 稲葉 弘和	教育委員会生涯学習部 首席社会教育主事
やすみ ただのり 安見 唯紀	保健福祉局 児童家庭課長	おおはし たくみ 大橋 巧	教育委員会生涯学習部 首席社会教育主事
やまうち こうへい 山内 浩平	教育委員会生涯学習部 担当課長		

平成28年度第2回 京都市子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会

平成28年8月2日(火)18:00～

於:京都市教育総合センター第1研修室

看板

京都市保育園連盟 副理事長
山内 五百子

京都市副市長
藤田 裕之

京都市私立幼稚園協会 会長
植村 義弘

京都市立大学大学院教育学研究科 准教授
大山 泰弘

同志社女子大学生生活学部教授
宮本 義信

京都市社会福祉協議会 評議員
美濃 敦子

京都青年会議所 副理事長
松田 晋

京都市ユースサービス協会
竹田 明子

市民公募委員
佐藤 京子

京都市地域女性連合会 会長
佐伯 久子

京都弁護士会
小町 崇幸

市民公募委員
児島 七海

京都子育てネットワーク 副理事長
岡田 典子

人づくり21世紀委員会 幹事長
奥野 貴史

京都「おやじの会」連絡会 会長
小倉 誠一

京都障害児者親の会協議会 事務局長
小塩 康次

京都経営者協会 渉外部担当部長
川村 雅己

京都市児童館学童連盟 理事
國重 晴彦

京都市小学校長会
林 明宏

生涯学習部担当課長
山内 浩平

生涯学習部担当部長
春田 寛

貧困家庭の子ども対策担当部長
上田 廣久

子育て支援政策監
上野 壽世

子育て支援部長
西村 潔

児童家庭課長
安見 唯紀

児童家庭課担当課長
河原 岩夫

事務局

傍聴席

事務局

傍聴席

事務局

傍聴席・記者席

平成 23 年 3 月 23 日
条例第 72 号

子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 9 条）
- 第 2 章 憲章の実践に関する基本的方策（第 10 条～第 20 条）
- 第 3 章 憲章の実践に関する緊急の方策（第 21 条～第 27 条）
- 第 4 章 子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会（第 28 条～第 30 条）
- 第 5 章 条例の見直し（第 31 条）
- 第 6 章 雑則（第 32 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、子どもを共に育む京都市民憲章（平成 19 年 2 月 5 日京都市告示第 355 号。以下「憲章」という。）の実践に関し必要な事項を定めることにより、これを総合的に推進し、もって子どもを健やかかつ心豊かに育む社会を構築することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども おおむね 18 歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- (3) 育ち学ぶ施設 学校教育法第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校、同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校、児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する障害児通所支援事業、同法第 6 条の 3 各項に規定する事業その他子どもの育成を目的とする事業を行う施設及び同法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設をいう。

（保護者の責務）

第 3 条 保護者は、憲章にのっとり、子どもの自ら育つ力を大切にして、子どもを健やかかつ心豊かに育み、子どもと共に成長していくよう努めなければならない。

（地域住民の責務）

第 4 条 地域住民は、憲章にのっとり、その地域に居住する子どもを見守り、その保護者を支え、及び子どもの健やかな成長のために保護者と連携協力を図ることができる地域社会を構築するよう努めなければならない。

（育ち学ぶ施設の設置者等の責務）

第 5 条 育ち学ぶ施設を設置し、又は管理する者（以下「育ち学ぶ施設の設置者等」という。）は、憲章にのっとり、育ち学ぶ施設が所在する地域において、遊び、学習、養育又は保育を通して子どもを健やかかつ心豊かに育む拠点としての役割を果たすよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第 6 条 事業者は、憲章にのっとり、子どもが健やかに成長するよう配慮して事業活動を行うとともに、子どもを健やかかつ心豊かに育む社会環境の整備に努めなければならない。

（本市の責務）

第 7 条 本市は、憲章にのっとり、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設の設置者等及び事業者と連携協力を図りながら、子どもを健やかかつ心豊かに育む社会環境の整備を推進しなければならない。

（関係者相互の協力）

第 8 条 保護者、地域住民、育ち学ぶ施設の設置者等、事業者及び本市は、家庭、地域、育ち学

ぶ施設、職場その他の社会のあらゆる場において、憲章の実践を推進するよう努めるとともに、憲章の実践に関し、相互に、その果たす役割を理解し、協力し、及び補完するよう努めなければならない。

(観光旅行者等の役割)

第9条 観光旅行者その他の滞在者（以下「観光旅行者等」という。）は、市民及び本市が行う憲章を実践するための取組に協力するものとする。

第2章 憲章の実践に関する基本的方策

(子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守るための取組)

第10条 保護者、地域住民及び育ち学ぶ施設の設置者等は、遊び及び学習に資する文化体験活動、自然体験活動、社会体験活動その他の体験活動の機会を子どもに提供するよう努めなければならない。

2 事業者及び本市は、前項の規定による体験活動の機会の提供を支援するよう努めなければならない。

3 地域住民、育ち学ぶ施設の設置者等及び本市は、子どもを健やかかつ心豊かに育むための取組を企画し、及び立案するときは、子どもがその企画及び立案に参画することができる機会を確保するよう努めなければならない。

4 本市は、市民と連携協力を図りながら、子どもの生命及び安全を脅かす問題の解決に向けた取組に努めなければならない。

(子どもから信頼され、模範となる行動に努めるための取組)

第11条 市民は、法令を遵守するとともに、京都市市民憲章その他の行動規範の実践に努めなければならない。

2 市民は、公の秩序又は善良の風俗を害する行為をしてはならない。

(子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めるための取組)

第12条 地域住民、育ち学ぶ施設の設置者等及び事業者は、本市と連携協力を図りながら、保護者（保護者となる予定の者を含む。次項において同じ。）が子どもを監護する者として育ち、及び学ぶことができる機会（以下「親育ちの機会」という。）を提供するよう努めなければならない。

2 保護者は、親育ちの機会を積極的に利用するよう努めなければならない。

3 本市は、第1項の親育ちの機会を提供する取組のほか、広く市民が行う親育ちの機会を提供する取組を支援するために必要な措置を講じなければならない。

(子どもが安らぎ育つ家庭の生活習慣と家族のきずなを大切にするための取組)

第13条 保護者は、子どもの発達段階に応じた規則正しい生活習慣の確立に努めるとともに、家族が家事その他の家庭生活に関わる事項を共同して行う家庭環境を形成するよう努めなければならない。

2 地域住民、育ち学ぶ施設の設置者等及び本市は、前項の生活習慣の確立及び家庭環境の形成に関し、保護者を支援するよう努めなければならない。

(子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げるための取組)

第14条 保護者及び地域住民は、相互に連携協力し、その地域において子どもを見守る取組を推進するよう努めなければならない。

2 育ち学ぶ施設の設置者等は、子ども、その保護者及び地域住民が相互に交流し、共に健やかに成長することができる機会を提供するよう努めなければならない。

3 事業者及び本市は、子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げるために地域住民が相互に連携協力する活動を支援するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

4 地域住民、育ち学ぶ施設の設置者等及び本市は、相互に連携協力し、社会生活を円滑に営む

上での困難を有する子どもを抱え、地域社会から孤立した生活環境にある家庭を支援するために必要な措置を講じなければならない。

(子どもを育む自然の恵みを大切にし、社会の環境づくりを優先するための取組)

第15条 市民及び観光旅行者等は、子どもを健やかかつ心豊かに育む自然環境の保全に配慮した生活様式に努めなければならない。

2 本市は、自然環境を生かした遊び及び市民相互の交流を図ることができる場の提供に努めなければならない。

3 事業者は、その従業員の仕事と家庭生活（子育てを含む。以下同じ。）、地域における活動及び社会貢献活動との調和を図ることができるようにするため、勤務時間、休暇制度その他の労働環境の整備に積極的に努めなければならない。

4 本市は、市民の仕事と家庭生活、地域における活動及び社会貢献活動との調和を図ることができるようにするため、事業者に対し啓発を積極的に行うとともに、保護者の子育てを支援するために必要な施策を講じなければならない。

5 事業者は、子どもの健やかな成長を脅かす商品子どもに提供しないよう努めなければならない。

6 本市は、市民と連携協力を図りながら、子どもの健やかな成長を脅かす社会環境を改善するよう努めなければならない。

(憲章の日)

第16条 憲章の実践を推進する気運を醸成し、憲章に対する市民の関心と理解を深め、及び憲章の実践を推進するため、憲章の日を設ける。

2 憲章の日は、毎年2月5日とする。

(表彰)

第17条 市長は、憲章の実践の推進に関し、顕著な成果を収めた者及び功労があった者を表彰するものとする。

(情報の提供)

第18条 本市は、憲章の普及及び啓発を図るため、地域住民、育ち学ぶ施設の設置者等及び事業者と連携協力を図りながら、印刷物の配布その他の方法により、憲章の実践に関する情報の提供を行うものとする。

(施策の実施体制の整備)

第19条 本市は、憲章の実践を推進する環境を整備するために必要な体制を整備するよう努めなければならない。

(行動指針)

第20条 本市は、毎年度、この章及び次章に定める憲章の実践の方策に関する行動指針を定めるものとする。

2 本市は、前項の行動指針を定めるに当たっては、第28条に規定する推進協議会の意見を聴かななければならない。

第3章 憲章の実践に関する緊急の方策

(児童虐待対策)

第21条 本市は、児童虐待(児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待をいう。

以下同じ。)の予防及び早期発見、児童虐待に対する迅速かつ適切な対応並びに児童虐待の再発の防止のために必要な施策(以下「児童虐待対策」という。)を講じなければならない。

2 地域住民及び育ち学ぶ施設の設置者等は、自らの果たす役割を理解し、本市の児童虐待対策に積極的に協力しなければならない。

(いじめ対策)

第22条 育ち学ぶ施設の設置者等は、いじめの未然防止及び早期発見、いじめに対する迅速か

つ適切な対応並びにいじめの再発の防止のために必要な措置（以下「いじめ対策」という。）を講じなければならない。

- 2 保護者及び地域住民は、育ち学ぶ施設の設置者等のいじめ対策に積極的に協力しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、本市は、別に条例で定めるところにより、いじめ対策を講じなければならない。

（児童ポルノ対策）

第23条 本市は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第7条各項に規定する行為を防止するため、啓発その他の必要な措置（以下「児童ポルノ対策」という。）を講じなければならない。

- 2 保護者、地域住民、育ち学ぶ施設の設置者等及び事業者は、本市の児童ポルノ対策に積極的に協力しなければならない。

（薬物乱用対策）

第24条 本市は、子どもによる麻薬、大麻、覚せい剤その他の薬物の乱用を防止するため、啓発その他の必要な措置（以下「子どもの薬物乱用対策」という。）を講じなければならない。

- 2 保護者、地域住民及び育ち学ぶ施設の設置者等は、本市の子どもの薬物乱用対策に積極的に協力しなければならない。

（性感染症対策）

第25条 本市は、子どもの性行為感染症を予防するため、啓発その他の必要な措置（以下「子どもの性感染症対策」という。）を講じなければならない。

- 2 保護者、地域住民及び育ち学ぶ施設の設置者等は、本市の子どもの性感染症対策に積極的に協力しなければならない。

（インターネットの不適切利用対策）

第26条 保護者は、インターネットを利用することができる通信端末機器（以下「インターネット通信端末機器」という。）からのインターネットへの接続により、子どもがその健全な成長を阻害する情報を閲覧し、又は第三者に提供しないよう、子どものインターネット通信端末機器の利用の必要性について検討しなければならない。

- 2 保護者は、子どもにインターネット通信端末機器を利用させるときは、事業者から、フィルタリングサービス（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（以下「青少年インターネット環境整備法」という。）第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。）で、子どもの発達段階及びインターネットを適切に活用する能力の程度に応じたものの提供を受けるとともに、子どもとの間において、インターネットの利用に関する取決め（ソーシャルメディアに関するものを含む。）をするよう努めなければならない。

- 3 青少年インターネット環境整備法第2条第6項に規定するインターネット接続役務提供事業者、同条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者、同条第11項に規定する特定サーバー管理者及びインターネットと接続する機能を有する機器を製造する事業者並びに本市は、地域住民及び育ち学ぶ施設の設置者等と連携協力を図りながら、子どもにインターネットを適切に利用させるための保護者の取組が円滑に実施されるよう必要な措置を講じなければならない。

（電子・映像メディア依存対策）

第27条 保護者は、電子・映像メディア（インターネットその他の高度情報通信ネットワーク、テレビジョン放送又は映画、アニメーション、コンピュータゲームその他の文字、図形、色彩、音声、動作若しくは映像若しくはこれらを組み合わせたものに係る情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた

記録をいう。)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)に対して、子どもが過度に依存しないよう良好な家庭環境を形成するよう努めなければならない。

2 本市は、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設の設置者等及び事業者と連携協力を図りながら、次に掲げる事項について調査研究に努め、その成果に基づき、当該事項に関し必要な措置を講じなければならない。

- (1) 子どもによる電子・映像メディアの適切な利用の在り方
- (2) 子どもの電子・映像メディアに対する過度な依存を低減するための対策
- (3) 電子・映像メディアを通じて取得する情報を子どもが正しく理解する能力の習得を促進するための施策

第4章 子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会

(推進協議会)

第28条 憲章の実践の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。

(推進協議会の組織)

第29条 推進協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第30条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

第5章 条例の見直し

第31条 本市は、この条例の目的を達成するため、子どもを取り巻く環境の変化並びに子どもの生命及び安全並びに健やかかつ心豊かな成長を脅かす事態の状況を勘案して必要があると認めるときは、これらの事態に対処するための国又は京都府の措置を踏まえつつ、その見直しを行い、規制その他の措置を講じるものとする。

2 本市は、前項の措置を講じようとするときは、推進協議会の意見を聴くとともに、市民の意見を適切に反映するために必要な措置を講じなければならない。

第6章 雑則

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第20条第2項及び第4章並びに第31条第2項（推進協議会に関する部分に限る。）の規定は、市規則で定める日から施行する。

(平成23年6月23日規則第16号で平成23年6月24日から施行)

附 則（平成24年4月30日条例第55号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第130号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年10月10日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年12月26日条例第35号）

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成27年1月8日条例第37号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第29条第1項に規定する委員の定数については、この条例の施行の際現に委員である者のいずれもが解嘱され、若しくは解任され、又はその任期がいずれも満了するまでの間は、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例施行規則

平成 23 年 6 月 23 日

規則第 15 号

(推進協議会の会長及び副会長)

第 1 条 京都市子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会(以下「推進協議会」という。)に会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、推進協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(推進協議会の招集及び議事)

第 2 条 推進協議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの推進協議会は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 推進協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 推進協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 推進協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(部会)

第 3 条 推進協議会は、特別の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、次に掲げる者とする。

(1) 会長が指名する委員

(2) 当該特別の事項について専門の知識を有する者の中から市長が委嘱し、又は任命する者

3 部会ごとに部会長を置く。

4 部会長は、第 2 項第 1 号に掲げる者の中から、会長が指名する。

5 部会長は、その部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第 4 条 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの部会は、会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会は、前条第 2 項各号に掲げる者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 部会の議事は、出席した前条第 2 項各号に掲げる者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を推進協議会に報告しなければならない。

(庶務)

第 5 条 推進協議会の庶務は、保健福祉局において行う。

(補則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成 23 年 6 月 24 日から施行する。

《重点行動に対する取組》

- (1) 大麻や危険ドラッグ等の薬物乱用から子どもの命を守ります。
- (2) 児童虐待から子どもの命を守ります。
- (3) いじめから子どもの命を守ります。
- (4) インターネット通信端末機器の利用の危険性・依存性から子どもを守ります。

委員	重点行動	取組内容等
大山委員 (京都大学大学院教育学研究科 准教授)	4	<p>《取組内容》 インターネット通信端末機器が心理面に与える影響について、実証的に示す。</p> <p>《達成目標》 京都大学教育学研究科の紀要等で、結果を公表する。</p>
岡田委員 (京都子育てネットワーク 副理事長)	2	<p><取組内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・産前、産後の早期につながりを持ち（まだ虐待に及んでいない時期）、子育ての大変さと楽しさを共有し、子どもと適切に向き合うことを学ぶ場と、仲間づくりを行う。 ・上記内容によって、前向きな子育てをする保護者を地域に増やし、身近な親子に声掛けできる市民を増やしていく。 <p><達成目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・産後すぐに孤立せずに仲間と出会える場、学べる場を市内に広げる。 ・上記内容を実践できるファシリテーターが増える。
奥野委員 (人づくり21世紀委員会 幹事長 前 京都市PTA連絡協議会 会長)	1, 2, 3, 4	<p>《取組内容》 市P連として、例年取り組んでいる。特に薬物に関しては、昨年来、重点取組案件としている。</p> <p>《達成目標》 薬物に関しては、「絶対ダメ」が全ての子どもたちに浸透するまで続ける。</p>
小倉委員 (京都「おやじの会」連絡会 会長)	1	<p>《取組内容》 3月10日に子どもの健やかな学びと育ちに関わる市内8団体（市P連、人づくり、地生連、おやじの会、4校種校長会）が保護者、地域、教職員へ向け発信した「薬物『ダメ。ゼッタイ。』緊急メッセージ」やこれまでの研修等の実績を踏まえ、28年3月の連絡会で28年度は重点的に薬物乱用防止に取り組むことを確認。具体的には、7月8日の全市総会において各校おやじの会へ「緊急メッセージ」と「憲章重点行動」を説明し、各校での協力を依頼。</p> <p>9月3日（土）には、京都市動物園で京都府警少年サポートセンターと共催で、動物のスタンプラリーを実施しながら、子どもと保護者に薬物乱用防止の啓発活動を実施する予定。</p> <p>《達成目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「見せましょう！おやじの背中など」家庭や地域レベルでの薬物乱用防止の機運の醸成。京都府警など行政と連携したインパクトのある啓発の実施。 ・イベントの参加者目標400名

小塩委員 (京都障害児 者親の会協議 会 事務局 長)	1, 2	<p>《取組内容》 (薬物乱用対策) 役員会, 構成団体代表者会議において, 教育委員会作成のチラシ「保護者の皆さんへ」を活用した啓発。 (児童虐待対策) 役員と行政による意見交換会, 構成団体リーダー研修会の開催。</p>
國重委員 (京都市児童 館学童連盟 理事)	2	<p>《取組内容》 全児童館から「虐待」「生活課題」の取組状況についてのアンケートを集約し, 「事例集」「シンポジウム」等の開催をもって市内全館の意識を高める。</p>
小町委員 (京都弁護士 会)	2, 3	<p>《取組内容》 子どもの権利110番を毎週実施する。 《達成目標》 声なき声を吸い上げる。</p>
児島委員 (市民公募委 員)	2, 3	<p>《取組内容》 子どもたちの会話の中で, いじめにあっていないかなどを注意深く見ている。また, 服装などの見た目の変化(キズ)なども注意深く見て, もし, 気になることがあれば, 職員の方に引き継ぎます。 《達成目標》 子どもたちが安心して悩みや困っていることを話せるような場所にしていきます。</p>
佐伯委員 (京都市地域 女性連合会 会長)	1, 2, 3, 4	<p>《取組内容》 子育て支援として側面からの見守りとしての活動を行い, 温もりの電話等で相談があれば, 一緒に考えていく。</p>
佐藤委員 (市民公募委 員)	4	<p>《取組内容》 地域や学校での取組に参加し, 自分の子ども, 活動している児童館でのボランティア等で, 話し合う機会を設け, 声掛けを行った。 《達成目標》 「京都はぐくみ憲章」が社会に浸透するため, 所属するボランティア等で重点行動も踏まえ, 共有したうえで活動を行っていく。</p>
高林委員 (日本ボーイ スカウト京都 連盟 広報担 当理事)	1, 2, 3	<p>《取組内容》 『SAFE FROM HARM「危害から守る」～思いやりを育むプログラム～』として, 人権教育・安全教育を全世界的に取り組むことになった。昨年度は概要を周知し, 今年度は専門委員会で運用について協議して, それぞれの活動に活かしていく。 《達成目標》 スカウト加盟員メンバーになる時に三箇条のちかいを立てる。①霊的なものへ, ②他者へ, ③自分自身への「つとめ」が何か, を求め, 「進んで良いこと」のできる人づくりを目指している。「京都はぐくみ憲章」の理念と条文を包括する内容であり, 誇りをもって実践していく。</p>
竹田委員 (京都市ユー スサービス協 会 事業部 長)	2, 4	<p>《取組内容》 ・日常の関係づくりを活かしたかかわり相談。 ・SNSとコミュニケーションの取り方, コミュニティの作られ方に対する実態把握とサービスの検討</p>

<p>松田委員 (京都青年会 議所 副理事 長)</p>	<p>3</p>	<p>《取組内容》 青少年育成事業を通し、いじめについても子どもたちと共に考える。 《達成目標》 いじめに繋がる初期行動などについて、子どもと共に学ぶ。</p>
<p>林校長 (京都市小学 校長会 醍醐小 学校長)</p>	<p>1, 2, 3, 4</p>	<p>《取組内容》 4つの重点行動については、全ての教育活動の中、また、小学校 長会組織内に取り込み、子どもを守り、育むために取り組んでい る。 《達成目標》 子どもの発達段階に即して、あらゆる機会を通して、保護者と連 携し、目標に近づけるよう、教職員が一丸となって取り組んでい る。</p>
<p>蒲田校長 (京都市立中 学校長会 中京 中学校長)</p>	<p>1, 2, 3, 4</p>	<p>《取組内容》 薬物乱用防止教室，ケータイ教室，携帯情報通信機器に関する学 習プログラム，いじめアンケートの実施等</p>

平成28年度「京都はぐくみ憲章実践推進者表彰」(案)

1 趣旨

「京都はぐくみ憲章（子どもを共に育む京都市民憲章）」（以下「憲章」という。）の理念を市民生活の隅々にまで浸透させ、家庭、地域、学校、企業などあらゆる場における行動の輪を一層広げるために、憲章の実践活動が顕著で他の模範となる活動に取り組む者（団体）を表彰し、実践を推進する気運の醸成を図る。

また、憲章制定10周年である今回については、過去に応募又は推薦があったもので、現在も継続して活動を行っている個人又は団体を「実践継続推進者部門」として感謝状を贈呈する。

《ねらい》

- 憲章の認知度を高めるとともに、実践行動の輪を広げる。
- 憲章の実践の身近なモデルを顕彰することで、他の者に対して実践の動機付けを行う。
- 憲章の実践に係るユニークな取組を紹介することで、他の者に実践の一方策（アイデア）を提供する。

2 表彰の対象

○事業者部門・地域活動実践者部門

表彰の対象者は、京都市内で活動する個人又は団体とし、平成28年度行動指針に掲げる実践活動その他の活動に取り組み、その活動が顕著で他の模範となり、憲章の実践を推進する気運の醸成に貢献すると認められるもの。

ただし、他の表彰規定によって同一理由で市長表彰を受けたことのある者を除く。なお、京都市の委託事業及び推進協議会委員が直接関与している活動も審査から除く。

○実践継続推進者部門（10周年特別部門）

本表彰制度において、平成23～27年度に応募又は推薦があり、現在も活動しており、今後も継続して活動する予定の個人又は団体。

ただし、本部門は、要件を満たす全ての個人又は団体に対し、感謝状を贈呈するもの。

※ 昨年度までの被表彰団体（者）も含む。

<表彰部門>

部門	活動を行う主体
事業者	法人（企業、NPO等）、育ち学ぶ施設等
地域活動実践者	上記「事業者」以外の個人又は団体
実践継続推進者	過去に推薦を受け、現在も活動を行っている個人又は団体

(参考：平成27年度)

部門	参考（昨年度の被表彰者）
事業者	<ul style="list-style-type: none">・日本新薬株式会社・京都教育大学 幼児教育科・NPO法人 使い捨て時代を考える会
地域活動実践者	<ul style="list-style-type: none">・上京の子どもまつり実行委員会・京都市立呉竹総合支援学校PTA・藤城学区自治連合会・働くママ☆パパの子育てサークル まんまる😊みなみん・現代アートみなみカプロジェクト実行委員会

3 募集及び応募

○事業者部門・地域活動実践者部門

一般公募により募集する（自薦又は他薦）。

応募者は、別に定める様式に活動内容等を記載し、添付資料（成果物や写真等）を添えて、京都市へ提出する。

※人づくり21世紀委員会及び京都子どもネットワーク連絡会議の構成団体や、各局区等に積極的な応募・推薦（他薦）を依頼する。

※被表彰候補の募集が、憲章の普及啓発の一環となるよう、募集の際は、憲章や平成28年度行動指針等についても合わせてPRを行う。

募集期間：平成28年8月下旬～平成28年10月中旬（予定）

○実践継続推進者部門

対象者を限定して募集する。

対象者で表彰を希望する者は、送付された「活動調査票」に必要事項を記入し、京都市へ提出する。

4 審査及び選考（事業者部門・地域活動実践者部門のみ）

(1) 審査方法

ア 事前審査（点数評価）

推進協議会に先立ち、各委員による点数評価を行う。

※全委員の意見を反映させる機会を確保し、推進協議会における審査の対象数を絞るため。

(ア) 応募書類を事務局から委員へ送付する。

(イ) 各委員は、表彰にふさわしいと思われる候補を選び、評価票を事務局へ返送する。

※提出の有無を確認するため記名方式とするが、推進協議会では委員の個別評価は公表しない。

イ 推進協議会における審議

事前審査の結果から、各部門の上位5件程度の候補を中心に、推薦理由などについて意見交換を行い、最終的に、各部門において3件程度（応募状況に応じて

傾斜配分も可) を選考する。

選考は、必ずしも事前審査の順位にとらわれない。

(2) 選考基準

ア 子どもを健やかで心豊かに育むために有効、又は憲章の普及啓発や実践活動を促す効果がある。

- ＜例＞ ・ 行動指針に掲げる活動
・ 実際に成果を上げている活動、又は効果を期待できる活動

イ 先進的で他のモデルとなる。

- ＜例＞ ・ 新たな課題やこれまであまり取り組まれてこなかった課題に取り組んでいる活動
・ 取組の手法やアプローチの仕方に、先進性や優れた工夫がある活動

ウ 今後も継続して行われる。

- ＜例＞ ・ 永年にわたる活動で、引き続き行われる活動
・ 定期的に事業を開催するなど、今後も継続が見込まれる活動

エ 他の地域や市民、団体への波及が期待できる。

- ＜例＞ ・ 広く全市に展開している活動
・ 特定の対象者だけでなく、他への波及が期待できる活動

＜評価方法＞

部門ごとに、委員1人当たり5点を持ち点とする。表彰に相応しいと思われる団体（個人）を3つ以上選考のうえ、1団体（個人）3点以内で配点する。

(配点例)

- 5つを選考。配点⇒1点・1点・1点・1点・1点 ×2つを選考。配点⇒3点・2点
○4つを選考。配点⇒2点・1点・1点・1点 ×1つを選考。配点⇒5点
○3つを選考。配点⇒2点・2点・1点

【評価票イメージ】

地域活動実践者部門			
	氏名・団体名	点数	配点理由
1	○○○○○	1	先進的な取組
2	○○○○○		
3	○○○○○	2	○○の点を評価したい
4	○○○○○		
5	○○○○○	2	○○の工夫が優れている取組
事業者部門			
	氏名・団体名	点数	配点理由
1	○○○○○		
2	○○○○○	1	△△の点を評価したい
3	○○○○○	2	○○の工夫が優れている取組
4	○○○○○	1	△△の点を評価したい
5	○○○○○	1	先進的な取組

5 過去の表彰団体数

- 27年度 8団体を表彰（応募件数：40件）※ 昨年度の表彰団体は1ページ参照
26年度 10団体を表彰（応募件数：29件）※ 以降，表彰部門を設定
25年度 9団体を表彰（応募件数：35件）
24年度 9団体を表彰（応募件数：33件）
23年度 9団体を表彰（応募件数：25件）

6 表彰の内容

○事業者部門・地域活動実践者部門

表彰状及び副賞を授与する。

副賞として，トラフィカ京カード又は「はあと・フレンズ・ギフトカード※」（選択制，合計1万円相当）を贈呈する。

※ 障害のある人が関わって作った焼き菓子やユニークな商品を集めたセレクトショップ「はあと・フレンズ・ストア」及び39事業所で使えるギフトカード

○実践推進継続者部門

感謝状を贈呈する。

7 その他

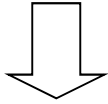
表彰対象となった活動は，リーフレットや本市ホームページ（京都市情報館）等により，広く市民にPRする。

今後の流れ

表彰募集（約2箇月間）

【事務局】 広報発表，市関連施設や関連団体への募集チラシ配架・配布

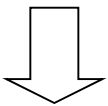
【応募者】 事務局へ応募用紙等を送付（自薦又は他薦）



【事務局】 応募書類取りまとめ，審査書類を推進協議会委員へ送付

事前審査（点数評価）（選考の約2週間前）

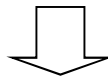
【推進協議会各委員】 書類審査により，表彰にふさわしいと思われる候補に
点数を配点した評価票を事務局へ提出



【事務局】 評価票の取りまとめ

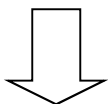
推進協議会における審議・選考（決定の約1週間前）

【推進協議会】 事前の点数評価の上位候補を中心に審査，各部門において概ね
2～3件を選考



被表彰者の決定（表彰式の約2箇月前）

【事務局】 市長決定手続，被表彰者への内示



【事務局】 表彰式準備
被表彰者及び応募団体の活動PRリーフレットを作成

表彰式

【事務局】 「人づくりフォーラム」と合わせて開催予定
活動PRリーフレット配布（表彰式後は，市関連施設等でも配布）

平成28年度「京都はぐくみ憲章実践してます！宣言」(案)

1 概要

「京都はぐくみ憲章(子どもを共に育む京都市民憲章)」の普及及び実践の推進を図るため、保護者や地域の方々が、日常の「子育て」や「子どもとの関わり」の中で憲章を実践している様子を「写真」「イラスト」「ひとことメッセージ又は川柳(今年度から新たに追加)」のいずれかで表現し、「京都はぐくみ憲章実践してます！宣言」として宣言してもらう。

宣言作品については、各イベントでの展示やホームページによる広報を行うとともに、特に市民が共感を覚え、憲章実践の行動の輪の広がりに繋がる作品については、ポスターとして活用し、憲章と実践行動をより結び付けた形での啓発に取り組んでいく。

《ねらい》

- 憲章の認知度を高めるとともに、実践行動の輪を広げる。
- 日常生活における「子どもを共に育む」行動について、広く実践宣言を募ることで、憲章と実践行動を結び付け、取組の裾野を広げる。
- 憲章を市民により身近なものと感じてもらうため、応募のあった実践宣言は、イベントでの展示やホームページをはじめ、普及啓発のための広報用資料として活用する。

2 募集要項

(1) 応募資格

京都にゆかり(京都市在住・出身、京都大好き等)のある方
なお、住所、年齢、個人・団体の別を問わない

(2) 募集内容

日頃の「子育て」や「子どもとの関わり」の中で実践している取組や子どもを共に育む大切さに気付くきっかけとなった出来事、さらにはそれらを通じて感じていることなど、「京都はぐくみ憲章」の実践にまつわる思いについて次の媒体で募集する。

- ◆「写真」
- ◆「イラスト」
- ◆「ひとことメッセージ(最大100字)又は川柳」

(3) 留意点

- ア 応募作品は1人3点までとする。
- イ 応募作品は、憲章の普及啓発のための広報用資料としての活用を前提とする。
- ウ 写真については、プライバシー保護に留意するとともに、広報用資料として使用することについて、あらかじめ被撮影者等の了解を得なければならない。

(4) 応募方法

作品に、次の項目を明記したものを添付のうえ、郵送、Eメール又は持参により応募。

- ・ タイトル(写真及びイラストのみ必須)
- ・ 住所、氏名(ふりがな)、性別、年齢、連絡先(電話・電子メールアドレス等)

(5) 応募先

- ・ 京都市保健福祉局子育て支援部児童家庭課
- ・ 京都市教育委員会生涯学習部家庭地域教育支援担当

(6) 募集期間

平成28年8月下旬～平成28年10月中旬（予定）

(7) 応募特典

応募者の中から抽選で30名に、1,000円相当の図書カード又は「はあと・フレンズ・ギフトカード（※）」（選択制）を進呈

※ 障害のある人が関わって作った焼き菓子やユニークな商品を集めたセレクトショップ「はあと・フレンズ・ストア」及び京都市内39事業所で使えるギフトカード

3 昨年度の実績

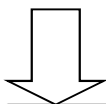
応募件数：55件（うち、6件を推進協議会で選定し、啓発用ポスターに掲載）

4 選定及び広報

作品募集（約2箇月間）

【事務局】：広報発表，市関連施設や関連団体への募集チラシ配架・配布

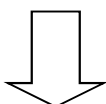
【応募者】：事務局へ応募用紙等を送付



選定（広報開始から約1箇月前）

【推進協議会】：応募作品のうち広報不可作品を除き，5作品程度を広く広報に活用するものとして選定

【事務局】：5作品程度の中から，広報ポスターに掲載する作品を決定するとともに，応募特典進呈者を抽選で決定し，送付する。



広報

- 応募作品については，京都市の各種イベント（各区ふれあいまつり，やんちゃフェスタ等）の憲章出展ブースにおける展示，「京都是ぐくみアプリ」，京都市情報館（ホームページ）による広報を行う。
- 市政広報板に掲示するポスターを作成し，そのポスターのデザインとして，推進協議会で選定した作品を使用する。